

中小企業向けの支援に関する緊急提言



中小企業金融円滑化法は、リーマンショック後の我が国の厳しい経済金融情勢の中、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的に、平成21年12月に施行されました。

同法の主旨は、事業主が借入金の条件変更を行っている間に、景気の回復を待ち、経営改善、事業再生を図ることにあると考えます。

しかしながら、リーマンショックや東日本大震災の影響から持ち直しつつあった日本経済は、欧州の経済不安や中国の景気後退による輸出の落ち込み等により下振れしており、景気後退局面に入っているとの見方もあります。県内経済は、こうした動きに加え、人口減少や少子高齢化などの課題もあり、一層厳しいものとなっています。

このような状況の中、平成25年3月に同法の期限を迎えると、県内中小企業の資金繰りの悪化やそれに伴い倒産が増加することが懸念されます。

については、年末に向けての中小企業の資金繰り対策に万全を期すとともに、地元中小企業の成長や再生を支援するためのファンドの設立などを含め、中小企業の経営力強化に向けた諸施策を講じられるよう要望します。

平成24年11月13日

島根県知事 溝口善兵衛 様

自由民主党島根県議会議員連盟

島根県議会 自由民主党 商工・観光振興議員連盟